

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成21年12月8日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース鉈屋町店 盛岡市鉈屋町11番8号
- (3) 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- (4) 変更する年月日 平成21年11月20日
- (5) 変更の理由 小売業者の確定のため

2 届出年月日 平成21年11月17日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所